

水のカムイ観光圏 公衆無線LAN環境整備業務仕様書

1 業務名

水のカムイ観光圏 無料公衆無線LAN (Free Wi-Fi) 整備業務 (観光地域ブランド確立支援事業)

2 事業目的

本事業は、近年増加し続ける外国人旅行者に対する受入体制強化の一環として、水のカムイ観光圏を構成する釧路市及び弟子屈町の観光地等における無料公衆無線LAN (Free Wi-Fi) 環境 (以下「無料Wi-Fi」という。) を整備し、当地を訪れる外国人旅行者の観光情報の取得やSNS等による情報発信を円滑に行う体制を構築することを目的に各種整備を実施する。

3 履行期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

4 業務場所

釧路市内 (釧路川リバーサイドエリア) 及び弟子屈町内

5 企画提案上限額

27,000,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 業務内容及び仕様

提案内容には、下記の項目を最小限度として組み込むこととする。

(1) 業務内容

本業務の整備対象エリアに公衆無線LAN機器を設置し、設置施設周辺においてスマートフォンやタブレット、モバイルパソコン等の端末により観光情報の収集やSNS等への情報発信を気軽にできるよう無料Wi-Fi環境を整備する。併せて、無料Wi-Fi認証システムを導入し利用者情報の収集を提供できる運用体制を構築する。

(2) 整備内容

- ① 既設、新設に関わらず、調査・設計、施設管理者との調整、諸手続き、設置工事等、機器整備に必要となるすべての事項について、受託者の業務範囲とする。
- ② 無料Wi-Fi機器の設置にあたっては、事前に施設の現地調査を行い、施設の環境や特性に応じて、有効伝送距離、電波干渉への対応等を考慮し、安全かつ安定した設置場所を確保すること。また、名称、型式、所有者、製造番号、製造年月日等を表示した銘板 (又はシール) を取り付けること。
- ③ 造営物へ機器を取付ける場合は、可能な限り造営物に損傷を与えないようにすること。
- ④ 景観上、防犯上の観点から、必要に応じて機器を収容箱に収容すること。

《アクセスポイント》

- ⑤ アクセスポイントは以下の機能を満たすこと。
 使用可能周波数：802.11n（2.4GHz 帯）、802.11a（5GHz 帯）の両方に対応
 無線LAN規格 IEEE802.11a/b/g/n
 同時接続ユーザ数：50 以上
 温度対応：-40℃ ～ +65℃
- ⑥ 設置数は、釧路川リバーサイドエリア（別紙 WI-FI 整備エリア想定図）が10か所以上、弟子屈エリア（屈斜路古丹 内 公衆トイレ 付近）が1か所以上であること。
- ⑦ 屋外に設置するものについては、荒天時や冬期間にも対応可能であること。
- ⑧ アクセスポイントを設置する場所は水のカムイ観光圏協議会 認定観光圏整備事業者 一般社団法人釧路観光コンベンション協会（以下「釧路観光コンベンション協会」という。）と協議の上決定し、設置にあたっては、安全かつ安定した設置場所、設置方法により施工等を行うとともに、落下未然防止策等を講じること。また、設置場所（箇所）については、景観等を損なわないよう留意すること。

《認証システム》

- ⑨ 認証システム導入後、システムの維持等にかかるランニングコストについても極力負担を軽減するものとする。
- ⑩ 利用者の利便性のために SNS アカウント等を利用した OpenID 方式での認証方法も実装すること。
- ⑪ 釧路観光コンベンション協会が指定する固有の SSID を設定するなど柔軟に対応すること。
- ⑫ 民間企業への利用を考慮した仕組みとすること。なお、認証方法は釧路市及び弟子屈町いずれのエリアから認証しても共通で利用できる方式とし、利用者情報と連動した活用ができるようにすること。ただし、民間企業が導入しやすいよう、認証機器は安価のものとする。
- ⑬ 行政機関や観光関係団体が整備した以下の施設については、無料Wi-Fi環境に認証対応すること。また、機器代金および工事等の諸経費については受託者の業務範囲とする。
- ・釧路市湿原展望台（屋内）
 - ・釧路市丹頂鶴自然公園（屋外）
 - ・阿寒道の駅「阿寒マルシェ」（屋内）
 - ・阿寒湖温泉「akan-info」エリア（屋外）
 - ・屈斜路湖砂湯レストハウス（屋外）
 - ・弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民俗資料館（屋内）
- ⑭ 認証は日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）に対応すること。明示以外の言語について対応可能な場合は提案すること。
- ⑮ 利用規約に同意し、必要な認証を行った利用者にインターネット接続を提供できること。必要な認証については、利用者の利便性やセキュリティ等に考慮し、可能な限り簡易な方法とすること。

- ⑯ 認証後は、「水のカムイ観光圏公式サイト」のトップページを表示するものとする。
- ⑰ 接続時にリダイレクトした後は、自由に無料Wi-Fiを利用できるものとする。
- ⑱ 認証システムで得た利用者情報は、日別、月別でのインターネット認証数、利用時間帯、利用デバイス、利用言語別の利用数等の統計データをグラフ等で可視化し、年2回以上釧路観光コンベンション協会へ提出すること。また、次年度以降のデータ提供についても利用料を含めて提案すること。

《利用環境》

- ⑲ 整備する無料Wi-Fiについては、釧路観光コンベンション協会が指定するものとする。なお、名称について水のカムイ観光圏、釧路地域を連想するものがあれば提案すること。
- ⑳ 運用を開始するためのインターネット及びモバイル回線契約にかかる初期費用も本業務に含むこと。設置する無料Wi-Fiについては高速通信であるとともに通信量制限がないこと。（モバイル無料Wi-Fiは除く）
- ㉑ Wi-Fi 接続機能を有する Android・iOS・windows が搭載されたスマートフォン、タブレット、モバイルパソコンなど、メーカーサポートが終了していない端末で動作すること。
- ㉒ インターネット接続を提供するためのネットワークの構築にあたっては、整備するエリアの状況に応じて、通信速度や信頼性が高いなど、最適なものを選択すること。
- ㉓ 整備対象エリアにおいて、国内の通信サービス事業者と契約していない者（訪日外国人含む）でも無料Wi-Fiを利用してインターネット接続ができること。
- ㉔ アクセスログや固有の端末を特定できる ID 等をサーバ等（クラウド方式も可）に登録した利用者情報を適切に蓄積・管理し6か月以上保持すること。事件・事故等により警察からログの提供を求められた場合には、協議会の求めに応じて提出すること。
- ㉕ 災害発生時（釧路市及び弟子屈町が判断する場合を含む）には、利用者登録の有無に関わらず利用者にインターネット接続を開放できるものであること。
- ㉖ 利用環境である旨の掲示及び告知媒体を作成すること。デザインされた著作権は、水のカムイ観光圏協議会に帰属すること。

《セキュリティ》

- ㉗ 施設用と外部提供用のネットワークをファイアーウォール等で明確に分離すること。
- ㉘ ウィルス対策や不正アクセスの防止、改ざん防止等のセキュリティ対策を講じること。

《運用管理》

- ㉙ 保守点検等の手法や期間等について提案すること。
- ㉚ 保守対応等に伴う停止を行う場合は、釧路観光コンベンション協会に事前に連絡し承認を得ること。
- ㉛ 問い合わせ対応については、利用者専用の窓口を設けることは必須としないが、別途、釧路観光コンベンション協会からの問い合わせが生じた際は速やかに対応すること。

(2) その他

- ① 本業務において整備した無料W i - F i 環境について、契約期間中に少なくとも1週間以上の試行期間を設け、無料W i - F i 環境の機能検証を行うこと。
- ② 試行期間内に本業務により構築した無料W i - F i 環境に障害が発生した際には、その旨を速やかに協議会に報告するとともに、速やかに体制を整え、復旧に努めること。
- ③ 無料W i - F i 機器を設置しようとする施設に対する協力要請やその他必要な関係各所との調整など本業務において無料W i - F i 環境の整備に必要な事項については受託者の業務範囲とする。
- ④ 無料W i - F i 機器の故障時等に関する施設管理者からの連絡を受け付ける窓口を設けること。常時、機器の稼働の監視を行い、障害発生を迅速に感知する仕組みを作り、速やかに復旧に対応すること。
- ⑤ 釧路市及び弟子屈町の観光振興において、認証方法の説明や積極的な観光情報等の発信のほか、利用者の回遊性を高める仕掛けづくりなど、当該仕様書記載以外の項目についても、審査の対象とする。

7 成果品の納品

工事及び認証システムの構築完成時期については、契約時に協議して決定する。また、利用者情報の提供については、平成30年3月31日までとする。

《工事及び認証システム》

(1) 端末の動作

指定するSSID画面が表示され、各コンテンツ及び言語選択が可能な状態であること。

(2) 機器等

名称、型式、所有者、製造番号、製造年月日等を表示した銘板（又はシール）を取り付けて設置すること。

《全業務共通》

(3) 成果品のマスターデータ一式

印刷データ及びテキストデータ、その他工事に使用された全データが格納されているものを納品すること。

8 成果品納入場所

水のカムイ観光圏協議会 認定観光圏整備事業者 一般社団法人釧路観光コンベンション協会
所在地：釧路市幸町 3-3

TEL：0154-31-1993 / FaX：0154-31-1994 担当：米道

E-mail：mail@kushiro-kankou.or.jp

9 留意事項

- (1) 受託後、速やかに整備概要、工程計画、安全対策、機器仕様書等を含む整備計画書を作成し、

委託者へ提出すること。

- (2) 業務執行にあたっては、委託者と常に連絡を取って十分な打ち合わせをし、その指示によって行うこと。業務を遂行する上で関連する法令がある場合には、それらを遵守すること。
- (3) 本件業務に係る必要な物品等については、受託者が用意すること。
- (4) 本業務の執行において不明な点が発生した場合、または本仕様書に定めのない事項については、随時、釧路観光コンベンション協会と受託者との間で十分な協議を行い、決定するものとする。
- (5) 本事業に係る成果品は、成果品が引き渡された時点で水のカムイ観光圏協議会に帰属する。
- (6) 受託者は、5年間本業務に係るマスターデータを無償で保管するものとする。この場合、釧路観光コンベンション協会の承認を得ずにマスターデータを転用または第三者に使用させてはならない。
- (7) 受託者は、本業務の執行にあたって知り得た情報および個人情報の取扱いについては十分留意し、本業務完了後においても他への開示、漏えいおよび目的外利用をしてはならない。
- (8) 本仕様書及び本件実施及び募集要項、又は契約書に明示なき事項または業務遂行上疑義が生じた場合には、両者協議により本業務を進めるものとする。